

ジェファソンと「ケンタッキー決議」

明 石 紀 雄

はじめに

ケンタッキー州議会下院は1798年11月10日、ジョン・ブレッキンリッジ⁽¹⁾が提出した9項目からなる決議案を採択した。同決議案は3日後の11月13日上院の承認をえ、さらに3日後の11月16日同州知事ジェームズ・ジェラードはこれに署名した。これが第1回目の「ケンタッキー決議」であり、同決議はケンタッキー州の公式の見解として合衆国の各州に配布された。

「ケンタッキー決議」は、1798年6月から7月にかけて連邦議会によって制定された一連の諸法、いわゆる「外人法・煽動法」(Alien and Sedition Acts)にたいする抗議の表明であった。ケンタッキー州は翌1799年にも同趣旨の決議を採択するが(11月22日)，それより早くヴァージニア州議会も同様の抗議声明を発していた。(「ヴァージニア決議」，1798年12月24日)

「ケンタッキー決議」ならびに「ヴァージニア決議」の真の起草者は誰であったかは、長い間秘密にされていた。⁽²⁾ ブレッキンリッジは決議案を提出したが、起草者ではなかった。同

様にヴァージニア州においては、ジョン・テイラー⁽³⁾が仲介の役を果たしたのである。ジェームズ・マディソンが「ヴァージニア決議」の真の起草者であることが判明したのは、10年以上経った1809年のことであった。そしてトーマス・ジェファソンが「ケンタッキー決議」を書いたことはさらに10年以上後の、1821年まで明らかにされなかった。両人の名がかくも長い間ふせられなければならなかったのはそれだけの理由があったからである。つまり「外人法・煽動法」の性格からして、これらの法律に反対を表明すること自体が犯罪的と目される恐れがあったこと、また「外人法・煽動法」がジェファソンやマディソンらのいわゆる共和派グループ(Republicans)を対象としていたという事情があったのである。

このような法律の制定は——否より正確には、これらの諸法にたいする抗議の運動は——

(1) John Breckinridge (1760—1806) ヴァージニア生まれのケンタッキーの政治家。西部の共和派の指導者の1人。ケンタッキー州長官、州議会議員、連邦上院議員などを歴任。

(2) 「ケンタッキー決議」および「ヴァージニア決議」については、Adrienne Koch and Harry Ammon, "The Virginia and Kentucky Resolutions: An Episode in Jefferson's and Madison's Defense

of Civil Liberties," *William and Mary Quarterly* (April, 1948), pp. 147-76 が詳しい。また Dumas Malone, *Jefferson and the Ordeal of Liberty* (Boston, 1962); Merrill D. Peterson, *Thomas Jefferson and the New Nation, A Biography* (New York, 1970) などの伝記も参考になる。

なお両「決議」のテキストは、Jonathan Elliot(ed.), *The Debates in the Several State Conventions on the Adoption of the Federal Constitution*, 1888 ed., pp. 528-9, 540-5 に収録されている。

(3) John Taylor (1753—1824) ヴァージニアの政治家。連邦憲法の批准には、個人ならびに諸州の権利がじゅうぶんに保障されていないとして反対した。代表的な農本主義者として知られている。

——アメリカにおける言論・思想の自由の歴史における一つの重要な試金石であることは、多くの歴史家や憲法学者の指摘しているところである。⁽⁴⁾ 問題点は三つある。まず第一に、政治的な意見を法律上の処罰の対象にしようとする政府の試みは、結果的に反政府活動の抑圧につながるという意味において、「言論・出版・集会の自由ならびに請願権」を保障した合衆国憲法修正第1条に違反するものではなかろうか、という点である。第二に、煽動についてのコモン・ローがないところで、政府にたいする陰謀もしくは政府の高官にたいする名誉毀損の事件を連邦裁判所が審査できるとすることは、州の留保権を定めた憲法修正第10条に違反するのではないか、という問題である。第三は、連邦の支配権と州の支配権つまり州権の問題である。とくに違憲審査権が確立していなかった時期に、連邦議会が制定した法律の合憲性・違憲性について各州は審査する権限を有するかどうかが争われた。

しかし小論においては「外人法・煽動法」の憲法的解釈よりも、その政治性について考えてみたいと思う。なぜならこれらの法律はいずれも1790年代のアメリカ政治の脈絡の中から生まれたものであり、きわめて政治的な性格の強いものであったからである。したがって「外人法・煽動法」への反対・抗議も、政治的色彩を帯びざるをえなかったのであり、「ケンタッキー決議」および「ヴァージニア決議」もその例外ではなかった。しかしこのことは、起草者たちの自由のよう護のための発言がきわめて偏狭で特別の利益を守るためになされたものにすぎない、という意味では決してない。むしろ彼らの

(4) たとえば Leonard W. Levy, *Legacy of Suppression: Freedom of Speech and Press in Early American History* (Cambridge, Mass., 1960), ch. 6 参照。田中英夫『アメリカ法の歴史、上』(東京大学出版会 1968年)は違憲立法審査権との関連において、両「決議」の意義を論じている。(212—215ページ)

現状——1790年代の——認識を明らかにするものであり、自由への脅威にいかに対応しようとしたかという彼らの模索と努力がうかがわれるるのである。

二つの「決議」はふつうあたかも一対のもののように扱われるが、小論においてはジェファソンと「ケンタッキー決議」に焦点を合わせてみてみたい。これは、アメリカ啓蒙思想の代表的象徴であるジェファソンの人と思想を明らかにしようとする意図から出たものである。しかしマディソンならびに「ヴァージニア決議」にも言及し、両者の間の類似点もしくは相違点をも検討し、より明確なジェファソン像を探究してみたいと思う。

I 「外人法・煽動法」

1. 制定の背景——国際的ならびに国内的

遠因として、まずアメリカ政治における党派対立の発生があげられよう。⁽⁵⁾ すでにジョージ・ワシントンの第一期政権時代から公債処理（外国にたいする債務契約の履行、新しい連邦政府による各州の債務の肩代わりなど）、中央銀行の設立、製造業の育成について、これらを積極的に進める連邦派（Federalists）と、それに批判的な共和派の対立の萌芽がみられた。前者はアレクサンダー・ハミルトン、ジョン・アダムズらによって率いられ、後者はジェファソン、マディソンらが指導的地位にあった。両者の違いは政策的であるとともに、イデオロギー的であった。一般に連邦派がイギリス的な政治体制を望ましいものと考え、いわゆる「人民の支配」による政治に不信を抱いていたのにたいし、共和派は共和制の維持を目指しフランス革命に共鳴していた。

国内問題についての意見の相違は、フランス革命とその後に続いた革命戦争の発展にともな

(5) 本章は James Morton Smith, *Freedom's Fetters: The Alien and Sedition Laws and American Civil Liberties* (Ithaca, 1956) によっている。(とくに Part One)

い、さらに尖鋭化した。連邦派は親英的、共和派は親仏的な立場をとる傾向があった。1794年イギリスとの間にいわゆるジェイ条約が結ばれ、アメリカの対英関係はいちじるしく改善されたが、その反対仏関係は悪化することになる。そしてジョン・アダムズの大統領当選はフランスの態度をさらに硬化させたのである。

アダムズは対仏関係の改善をはかるためにチャールズ・C・ピンクニー（連邦派）、ジョン・マーシャル（連邦派）、エルブリッジ・ゲリー（共和派）の3人からなる全権団を派遣した。（1797年10月）しかしフランス外相ターレーは口実を設け会見を遅らせ、最後には全権団接受の条件としてフランスにたいする借款と賄賂（24万ドル）の提供をせまたのである。全権団はこれを拒否し、ゲリーを除いて帰国した。（⁶）アダムズは全権団の報告を議会に提出し、対仏戦争に備えて軍備を強化することを要請した。アメリカの世論はフランスの態度に憤激し、その結果、親仏的な共和派は苦境に立たされることになった。

次に考慮されなければならないのは、ヨーロッパからの政治的亡命者の増加である。たとえば1798年には約2万5千人のフランス人亡命者がアメリカに居住していた。その中にはエミグレ（亡命貴族）も含まれていたが大部分はジャコバン党員であった。他方、1798年のアイルランドの反乱の結果、多数の亡命者が渡来してきたが、彼らはいうまでもなく反英的であった。最後に、急進的な考えをもつヨーロッパ人のグループ——彼らはまたすぐれた文筆家、科学者でもあった——がいた。たとえばスイス生れのアルバート・ギャラティン（彼は市民権を得ていた）は、すでに連邦議会下院における共和派

(6) タレーランの差し向けたフランス側の使者をアメリカ使節団は本国の議会への急送公文書の中でX, Y, Zという名で呼んだ。この事件が「XYZ事件」と呼ばれるのはそのためである。なお共和派のゲリーが残留したこととは、フランスと共謀しているという攻撃の材料を連邦派に与えることになった。

の指導者になっていた。またイギリスからはプリーストリー博士（化学）とトーマス・クーパー（弁護士、新聞編集主幹）が移住してきた。

問題は外国人移住者の数の増加ではなく、これらの外国人が合衆国にたいして反逆的活動を行なっているという危機感が、アメリカ人とくに連邦派支持者の間に強く存在したことである。このような危機感は、外国人にたいする法的規制を望む声となって現われた。連邦派の危機感はさらに、アメリカ国内の政府批判グループ——共和派の政治家ならびに新聞・雑誌など——と「危険な」外国人の間にはひそかな連携がある、つまり陰謀が企てられているという猜疑によって高められたのであった。そして大統領が連邦派であり、連邦議会においても連邦派が多数を占めていたこと、さらには連邦裁判所の判事の多くが同派の支持者であったという好機をとらえて、危険人物とみなされる外国人を国外に追放し、あわせて国内における反政府勢力を「一気に押しつぶす」という大胆なまた不寛容な試みにとりかかったのである。

2. 内 容

「外人法・煽動法」は実際には四つの法律を包括した呼称である。

「帰化法」（1798年6月18日制定）——これは従来の法律を改定したものであり、アメリカに帰化しようとする者は5年前にその意思を表明しなければならないとし、市民権獲得のために必要な居住期間を5年から14年に延長し、さらにアメリカに在住または将来入国する外国人（白人）は外国人登録をなすべき旨を定めた。またアメリカと交戦状態にある国の市民は帰化できないとした。

「外国人に関する法律」（6月25日制定）——アメリカの平和と安全にとって危険と目される外国人を国外に追放する権限を大統領に認めたものである。追放処分を受けた外国人は大統領の特別の許可がないかぎり、定められた期間内に国外に退去しなければならないとされ、さもなければ3年以内の懲役を課せられるとし

た。

「敵国人に関する法律」（7月6日制定）——アメリカが宣戦した国またはアメリカにたいして侵略を企てようとしている国に属する外国人で14才以上の男子は、「敵国人」として逮捕され、強制収容もしくは国外追放の処分を受けるとされた。

「煽動法」（7月14日制定）——(1)政府の合法的施策に反対するか、法律の実施を妨害するか、官職にある者にたいしその職務の執行を妨害するために結合または共謀をなした者、または内乱・暴動・不法な集会、結合をなすかこれらの行為を教唆した者は、5000ドル以下の罰金もしくは5年以下の懲役に処せられた。 (2)大統領または連邦議会にたいし、その名誉を毀損するような虚偽または悪意の文書を発表した者は、2000ドル以下の罰金または2年以下の懲役に処せられた。(3)この法律の有効期間は1801年3月3日までとされた。

「外人法」については、外国人規制の権限が各州ではなくて連邦政府に属しているという事実は否定すべくもなかった。また共和派も、有効な外人法の必要を認めていたことは記録の示すとおりである。（しかし1798年の「外人法」が彼らの期待していたものであったとは決していえない。）

他方、「煽動法」はこれとは別の角度からとらえられるべき性格のものであった。なぜならば、これは言論・出版の自由にかかわる問題を含んでいたからである。

連邦派は言論・出版の自由について、ブラックストーンの解釈により、検閲その他事前の制約を禁止する意味にとり、発表された後における責任の追求は言論の自由を侵害するものではないとした。また憲法修正第1条はもともと戦時には適用されないという了解のもとに作られたものであると主張し、「煽動法」を正当化しようとしたのである。（当時アメリカはフランスと交戦状態にある、というのが連邦派の前提であった。）これにたいして共和派は、憲法の

保障する言論の自由は一層広い概念であって、善良な動機から正当の目的をもってなされた真実の発表は、すべて自由であると主張した。

「煽動法」は訴追を受けたものがじゅうぶんに抗弁することを保障し、陪審制による事実の審理と評決が定められているという点でリベラルな面もあった。しかし法律上の形式よりは、このような法律を制定しようとした意図が問題である。ギャラティンは下院での審議において、「煽動法」は「現在の力と地位を維持するための」連邦派の策略であると反駁したが、彼の批判を待つまでもなく、この法律の推進者の一人であったロバート・G・ハーパーは、それが政治的動機から出たものであることを次のように明言している。フランスと共にして合衆国にたいして反逆活動が行なわれているという証拠はないが、「フランスのために奉仕しようとしている……一派の存在することは確実である。」「煽動法」はこのような一派の「活動を未然に防ぐ」ことであると。⁽⁷⁾ しかし彼のいう親仏的な一派とは共和派を指すのであり、その活動を抑制することはとりもなおさず政府批判を抑えることになる。以上のこととは、「煽動法」が次期大統領選挙がすでに終わっているはずの1801年3月3日——これはアダムズの任期の最終日でもあった——に効力を失なう、いわゆる制限立法であったことからも明らかである。「外人法・煽動法」は、1800年の大統領選挙における連邦派の勝利を確かにするための策略であったのが、結果は共和派の勝利（ジェファーソンの当選）に終わったことは周知のとおりである。

3. 適用

「外人法」は実際に適用されなかった。つまりこれらの法律の適用を受けて、アメリカ国外に追放された外国人は1人もいなかったのである。その理由として、アダムズ大統領が法律の施行について厳密な解釈を要求したこと——連

(7) Smith, *op. cit.*, pp. 123, 142.

邦派内の強硬グループにたいする彼のリーダーシップを確保しておくためだったといわれている——や、脅威を感じた外国人（とくにフランス人）が法律制定以前に数多く出国してしまったことがあげられよう。しかし「外人法」がその目的を果たしたことは、否定できない。⁽⁸⁾

「煽動法」の方は、25人に及ぶ人びとが逮捕され、裁判の結果有罪の宣告を受けた者の数は10人に及んだ。この数字は決して大きいとはいえない。しかし共和派の言論の自由が著しく制約されたことも、また否めない事実である。

地理的にみて訴追のケースは、ニューイングランドならびに中部大西洋諸州（とりわけニューヨークとペンシルヴァニア）に集中していることに注目すべきであろう。ニューイングランドは圧倒的に連邦派勢力の強い地域であり、中部諸州においても連邦派が優勢であった。唯一の例外（バージニア）を除いて訴追がすべてこれらの地域に集中していたということは、連邦派の政治的不寛容を示す一つのパロメーターである。

連邦派は共和派の新聞・雑誌の活動を抑制することを意図していた。これは、アメリカの有力な共和派の新聞主幹が逮捕されたことから明らかである。たとえば最大の共和派の新聞、フィラデルフィア「オーロラ」紙の主幹ベンジャミン・F・ベイチは1798年6月26日に、また同じく有力なニューヨーク「タイム・ピース」紙のジョン・D・バークは7月10日に、それぞれ逮捕されたが、これは「煽動法」が制定される以前のことである。ベイチは同年9月に黄熱病で死去し裁判を受けることはなかった。またバークは1799年5月以後姿をくらまし、裁判を受けなかった。しかし「タイム・ピース」紙は1798年8月30日以後廃刊になったことを考えると、連邦派の目的は達せられたといえよう。さらに1798年10月にはボストン「インデペンデント・クロニ

クル」紙の編集主幹トマス・アダムズが「煽動法」に基づいて訴追されたが、予定された裁判以前に死亡している。（1799年5月）

「煽動法」の最初の犠牲者はヴァーモント州選出の下院議員、マシュー・ライオンであった。彼は1798年10月選挙戦の最中に逮捕され有罪の宣告を受けた。（1000ドルの罰金、4ヶ月の懲役）しかし彼は獄中より選挙運動を続け、当選したのである。ライオンの逮捕がいかなる結果に終わったかをよく反省せず、連邦派は1799年7月にはベイチの跡を継いで「オーロラ」紙を発行していたウイリアム・デュエインを、1800年4月にはトマス・クーパーを、同5月にはジェームズ・キャレンダーを逮捕し裁判にかけた。いずれも「煽動的ならびに名誉毀損的な」発言を理由にしての逮捕であった。⁽⁹⁾ キャレンダーはいわば最後の犠牲者であった。（1800年6月判決、9ヶ月の懲役ならびに200ドルの罰金）デュエインの裁判はしばしば延期され、ジェファソンが大統領になってからようやく訴訟が取り下げられたほどであった。またジェファソンは「煽動法」の適用を受け服役中の者をすべて赦免した。⁽¹⁰⁾

(9) クーパーが比較的新しくイギリスから移住してきた人物であることはすでに触れたとおりである。注目すべきことは彼の他に「外人法・煽動法」の適用を受けたものの中に、外国人とみなされた人物が数多くいたことである。たとえばニューヨーク「タイム・ピース」のバークはアイルランド人であったし、デュエインもニューヨーク生まれであるがその後アイルランドに長く住んだということで、外国人と見られていた。キャレンダーはスコットランドからの移住者であったが、1798年にアメリカ市民権を得ている。

(10) デイヴィド・ブラウンは1799年6月に、懲役1年半・罰金480ドルというもっともきびしい判決を受けた。服役期限が終わっても罰金が払えなかつたために釈放されず、1801年3月ジェファソンの大統領就任とともにようやく自由の身になったのである。

I 第1次「ケンタッキー決議」(1798年)

1. ジェファソンの危惧

ジェファソンは副大統領として、連邦議会上院の議長であった。しかし彼の権限は限られており、賛否同数の場合を除き表決権をもたなかった。したがって議会の多数を占める連邦派が「外人法・煽動法」を次から次へと成立させるのを、ただ見守るだけであった。

しかし彼が連邦派のこのような策略にたいして警戒の念を怠らなかったことは、彼の書簡からじゅうぶんにうかがわれる。すでに1798年4月26日に、連邦派が抑圧的な立法を企てていることに触れ、当時中央の政界から一時的に身を引きヴァージニアにあったマディソンに宛て次のように書いたことがある。

「しばらく前のことですが戦争党〔連邦派のこと——筆者〕の1人が、外人法および煽動法を制定するつもりだといったことがあります。……昨日ミルハウス氏は、危険と目される外国人を国外に追放する権限を〔大統領に〕与えるという法案を、上院に提出しました。……煽動法はまだ提出されておりませんが、近いうちに出てくるのは確実です。その目的はホイッグ諸紙の弾圧にあります。ベイチの新聞がとくに名指しであがっています。……この新聞が挫折するようなことがあるならば、共和主義はもはや入びとの口にのばらなくなるであります。そうならないよう努力すべきです。」

ジェファソンが連邦派を指して「戦争党」と呼んでいること、ならびに共和制における新聞の重要な役割に言及している点に注目すべきであろう。彼はまた当時の政治状況を指して「魔女の支配」(6月4日付、ジョン・ティラー宛の手紙)という表現を用いたことがある。

さらに「煽動法」が下院に提出されたときのことを、彼は次のようにマディソンに書き送った。

「〔連邦派は〕下院に『煽動法』を提出しました。これは憂慮すべき内容のものであります。たとえば信仰・出版の自由は憲法によって保障されており、議会の干渉すべきことがらではないとされているにもかかわらず、ある種の文書の出版を犯罪的とみなそうというのであります。この法案ならびに『外人法』は憲法と真向から対立するものであります。連邦派は憲法を無視しているとしか思えません。」(6月7日)

しかしジェファソンは現状打開の方法として連邦脱退を提起する考え方には同意できなかった。一つには、連邦政府というものには何らかの意見・利害の対立があるべきであることを彼が是認していたことがあげられよう。少数派が自らの立場の改善のために脱退することは、現実的ではないことを彼が感じていたこともあろう。しかしあくまで大きな理由は、彼の楽観主義——連邦派はいつかはしりぞけられ、共和派の主張が受容されるであろうという——であろう。しかし7月以降の諸般の事情は、ジェファソンの楽観主義とはむしろ逆の方向に向かっていたようにみえたのであった。(1)

2. 草案の作成

ジェファソンは6月27日にフィラデルフィアを発ち、7月3日モンティチェロの自宅に帰った。しかしその後の7週間というものは、少なくとも記録に残されているかぎり、彼は1通の手紙も書かなかった。また7月21日から10月26日までの3ヶ月以上、ジェファソンはマディソンに会っていないことになっている。ジェファソンの寡黙、マディソンとの交信あるいは直接の会見が皆無であったということは、両者の性格ならびに共和派内の指導的立場からしてほとんどありえないことである。しかし、(1)共和派の中心的人物として2人の動向は連邦派により

(1) 引用はすべて Malone, *op. cit.*, ch. 25による。

常に監視されていたこと、(2)とくにジェファソンの場合、副大統領の要職にあり、表だって政府に批判的な共和派とひんぱんに接触することが困難であったこと、(3)必要なときには両者の間の連絡の労をとってくれる信頼すべき友人があいたことなどを考えた場合、これはありえないことではない。いずれにしても不本意な疑惑を招かないための慎重さが要求されていたのである。(12)

共和派の戦列を建て直し、抑圧的な「外人法・煽動法」を無効にさせる方策をジェファソンが練っていたことはまちがいない。彼は州レベルでの運動がもっとも有効であると考えていた。なぜなら連邦レベルでの法律の改廃は共和派が少数なので実現の見込みがなく、残された方法は州単位で抗議の声を集めそれが連邦派政府への圧力となることを期待するだけであった。また連邦派に批判的な勢力を結集し、次期大統領選挙に有利な態勢を築くという配慮も働いていた。

ジェファソンはノースカロライナ州を選ぶつもりであったが、そこで地方選挙の結果連邦派が進出し、抗議の声明（決議案）が採択されるという絶対的な保障はなかった。そこでジェファソンの草案をあずかっていたウィルソン・C・ニコラス⁽¹³⁾は、ケンタッキー州議会で影響力がありたまたまヴァージニアを訪れていたブレッキンリッジに、真の起草者の名を明かした後に、草案を手渡し採択を依頼したのである。ジェファソンもまたこの変更を了承した。

3. 草案と「決議」の比較

ジェファソンの草案は、最終的に採択された「決議」と多少異なる。しかし相違は主に表現上のものであり、全体の調子については両者の間に著しいちがいはない。つまり「外人法・煽動法」が憲法違反であることの主張、連邦政府

(12) Koch and Ammon, *op. cit.*, pp. 156ff.

(13) Wilson Cary Nicholas (1761–1820) ヴァージニアの政治家。熱心な共和派で、当時ヴァージニア議会の有力なメンバーであった。

の越権行為への抗議、救済の方法の提示（連邦は諸州間の契約によって形成されたという観点から、連邦制定の法律を審査する権限が州にあるとする）、ならびに憲法修正第1条、第10条の援用という草案の基本原則は、「決議」においてもそのまま残されたのである。表現の点からいえば、草案のほうがいくらか激しく、「決議」のほうがより穏健である。

次に、項目ごとに両者を比較検討してみたい。(14)

〔第1項〕連邦政府は各州の「協約 (compact)」の結果作られたものであり、各州は特定の目的のためにある一定の権限を中央（連邦）政府に委託し、その他は留保しているとし、違憲審査判定における州の連邦にたいする優越性を説いている。

「中央政府が委託されない権限を行使することは、その行為は権威がなく無効である。」

「この協約によって作られた政府は、自らに委託された権限の範囲について、唯一のそして最終の判定者とされたこともない。……各当事者〔州〕は平等に、違反の有無ならびに救済の方法および程度について、自ら判定する権利を有する。」

〔第2項〕犯罪一般を処罰する権限は各州に属するものとしている。

「合衆国憲法は連邦議会にたいし、叛逆罪、合衆国の証券および通貨の偽造、公海において犯された海賊行為ならびにその他の重罪、および国際法にたいする犯罪を罰する権限を委託した。しかし、それ以外のいかなる犯罪にたいする処罰権も委託していない。」

〔第3項〕「煽動法」は連邦の権限外の立法である。なぜなら、

(14) テキストは Edward Dumbauld (ed.), *The Political Writing of Thomas Jefferson* (New York, 1955) 所収のものを用いた。なお邦訳は、齊藤真訳「ケンタッキー決議草案—1798年」（『アメリカの建国思想』河出書房 昭和41年）を参考にした。

「信教の自由、言論の自由、出版の自由を規制するいかなる権限も、憲法によって連邦政府に委託されてはいない。誹謗・虚言・名誉毀損および異端邪宗は、連邦裁判所の管轄外にある」

からである。

〔第4項〕「敵国人に関する法律」は違憲である。なぜなら、

「外国の友人たちは彼らが現在居住している州の法律の管轄保護のもとにある。外人にたいする権限は、連邦政府に委託されていない」

からである。

〔第5項〕憲法は第1章第9条第1項——「現在の各州の一つが入国を適當と認める人びとの来住および輸入に関して、連邦議会は1808年以前においてこれを禁止してはならない」——により、外人の来住の自由を保障しているのであるから、「来住そのものを禁止する」ことになるであろう「外国人に関する法律」は、違憲であり無効であるとしている。

〔第6項〕ケンタッキー州の法律の保護のもとにある人びとを、「外人法」を破ったという理由で投獄することは、(1)憲法修正第5条——「何人も法の適正な過程によらなければ生命、自由または財産を奪われることはない」——ならびに、(2)同第6条——「すべての刑事上の訴追において被告人は、公平な陪審員によって行なわれる、じん速で公開の裁判を受ける権利を有する」——に違反しているとし、大統領に司法的判断の権限を認めることは憲法第3章第1条に違反するとしている。

〔第7項〕憲法第1章第8条第18項——いわゆる「必要かつ適切な立法」条項——は、「外人法・煽動法」の法的根拠にはならないとしている。

「本来……一定限の権限の行使にたいして補助的なものという意味で用いた言葉を、その言葉だけで無制約の権限が与えられているというように解釈してはならない。」

〔第8項〕ケンタッキー州は憲法を遵守し連邦

維持の決意が堅いことを明記し、続いて、連邦政府が憲法に違反した場合の救済について述べている。

「委託された権限が連邦政府によって濫用された場合は、元来連邦政府の役員は国民によって選出されたものゆえ、そうした役員を改選することが憲法にかなった救済となろう。これにたいして、もし元来委託されていない権限を連邦政府が行使するような場合には、こうした行為を無効とすることが正当な救済である。各州は協約にない事項については、自州内に関するかぎりは自らの権威に基づいて、他者による〔越権的〕行為をいっさい無効であると宣する自然の権利をもっている。」
さらに、行政府（大統領）に巨大な権限を与えることがなぜ危険であるかについて次のように説明する。

「中央政府は……都合のよいように犯罪行為を規定し処罰するようになるであろう。またこのような権限を大統領もしくは1人の個人に与えるならば、彼は〔同時に〕検察官、弁護人、裁判官、陪審員となるであろう。彼の疑惑が犯罪の証明となり、彼の命令が判決となり、彼の部下が刑の執行人となり、裁判の記録は彼の胸のうちにのみ保存されるであろう。……連邦議会における少数派を、多数派の激情と権力からよう護すべき何の歯止めもなくなるであろう。」

「外人法・煽動法」が認められるならば、危険が外国人居住者だけではなくアメリカ市民にも及ぶかを説いたのち、最後にこれらの法律が「効力のないこと」を宣言するのに同調するよう諸州に呼びかけ、それらが各州の管轄地域において実施されることができないよう警告し結んでいる。

〔第9項〕「決議」の配布の方法を示している。ケンタッキー州は「決議」事項を各州議会に伝達する責任を与えられた連絡委員会を任命するが、その委員会は、

「適宜適当な場所で、同胞諸州によって同様の目的をもって任命された人びとと、書簡な

いし会談を通じ交渉する権限をもつ」としている。

ケンタッキー州議会において加えられた修正を要約すれば次のとおりである。

(1)第8項と第9項の配列順序が入れかわっているが、これにはあまり深い理由はないようと思われる。

(2)草案の第8項のうち上に引用した「委託された権限」以下(下線部分)は、最終「決議」案には見当らない。おそらく連邦政府の行為を、たとえそれが憲法によって認められていない場合でも、「無効にする」というのは表現の上からも実際の行動としても、急進的すぎるという思惑が働いたものと考えられる。(しかし後述するように、「無効宣言」は第2回目の「ケンタッキー決議」には見られる。)

(3)配布の方法について、草案と採択「決議」の間に明確な違いがある。いずれも決議事項を各州議会に伝達するという一節を含んでいるが、草案の「同様の目的をもって任命された人びと」と交渉するという部分は最終案にはない。他方、最終案は第8項として、決議事項はケンタッキー州選出の上院・下院議員に伝達されるべきであることを記し、これらの議員は連邦議会において「外人法・煽動法」の廃止に努力するよう期待されていると結んでいる。

抗議の表明にたいして共鳴を求めるという観点からすれば、草案のほうが明らかに対象が広い。かりに他州選出の上院・下院議員が決議事項に同調しない場合、また他州議会が公的機関として抗議の表明に同調できない場合を考慮して、ジェファソンは自発的な国民の声の結集に期待していたのではなかろうか。つまり彼は、特別に召集される会議のようなものを想定していたのではなかったか。いずれにしても、連邦議会を通じての法の改廃の可能性を彼は信じていなかつたのであり、同様に事態を憂慮していた国民に直接訴えるという手段を彼が選んだとはいえないであろうか。

4. 「ヴァージニア決議」との比較

両決議の間のちがいは主に表現(スタイル)の点であって、抗議の姿勢あるいは理論的構成においてはまったく同一の原則に基づいているといえる。すなわち合衆国憲法は平等な州と州との間の協定であること、連邦政府は一定の権限を委譲されその範囲内で政策を立案し遂行すべきであること、「外人法・煽動法」は違憲であることなどをうたっている点において、両決議は共通しているのである。

しかし表現(スタイル)に関しては、いくつかの顕著なちがいがある。たとえば「ケンタッキー決議」は「ヴァージニア決議」に比して約3倍の長さである。また全体の構成において一貫性が欠けている——もしくは繰り返しが多い。さらにジェファソンの手になるもののが、レトリカルな表現をより多く用いているようである。逆にいえば、「ヴァージニア決議」のほうがより簡潔であり、政治学的により厳密であるということになろう。

抗議の声明にある程度の感情的な要素は不可欠であり、それは内容と同じくらい重要である。読む人をして直ちに反応せしめるには、スタイル上の流麗さは有効である。ジェファソンの場合、時として表現があいまいで冗長な印象を与えることもある。しかしそのことからしてジェファソンの思想や行動のうえで、大きな欠陥があるというのはあまりに性急な結論であろう。なぜなら彼の文章スタイルは、彼の長所であり人格のすべてを象徴的に表わすものだからである。

たとえば先に見た「このような権限を大統領もしくは1人の個人に与えるならば、彼は〔同時に〕検察官、弁護人、裁判官、陪審員となるであろう」(草案第8項)以下の部分は、いわば推察であり現実の観察ではない。しかし「外人法・煽動法」が、どのような性格の立法であるかを知らしめるには、効果的とはいえないであろうか。また草案第8項目には次のような部分がある。(これは最終「決議」案にも含まれている。)

「これらの法律および同様の法律は、時期を逸することなく阻止されないかぎり、諸州をして革命と流血に走らせ、共和制政府の信用を落とし、人民は鉄のむちによってしか支配できないという人に新たな口実を与えるであろう。」

「いたるところ信頼は専制政治の親であり、自由な政府は不断の警戒に基づいている。われわれが権限を委譲する人びとにたいし〔権限を〕制限しようとするのは、信頼のゆえではなくて警戒のためである。」

他方マディソンの表現は厳密であり、冷静であり、現実的である。読む人の想像力に訴えるというふうはない。言論の自由について彼はこういっている。「公的人物および政策などを何ら束縛なしに検討し……何ら干渉されることなく〔それらについて〕意見の交換を行なうこと」と定義し、他のすべての自由および権利の「唯一の効果的な防衛である」としている。マディソンにとって、これがレトリックの限界であり、「ヴァージニア決議」の残りの部分は憲法論議である。

Ⅲ 第2次「ケンタッキー決議」(1799年)

1. 第1次「ケンタッキー決議」および「ヴァージニア決議」への反応

両決議は同意と支持を求めて各州に送られた。いずれも「外人法・煽動法」にたいする全国的な抗議運動の一環とみなされるべきであり、また連邦派のドミネーションに対抗するため共和派を結束させることになった。

各州からの回答は1799年12月28日(メリーランド)から1798年11月5日(ヴァーモント州議会少数派意見)までの間にケンタッキー、ヴァージニア両州に届いた。同一の回答を送った州(デラウェア、ニューヨーク、コネティカット、ニューハンプシャー)を含めて、合計九つの州から回答を得られた。しかしヴァージニアより南の諸州(ノースカロライナ、サウスカロライナ、ジョージア)、テネシー、ならびにニ

ュージャージーからの回答はなかった。⁽¹⁵⁾

これらの回答について、総括的にいえることは次の通りである。

(1) ポトマック河以北の諸州においては、連邦派が多数を占めていた結果、両決議は賛同を得られなかった。これらの諸州からの回答は、公式の文書から予想されるより以上に激しい調子で、否定的な見解を表明していた。共和派攻撃の新たな材料を、連邦派は両決議の中に見出したかのようであった。

(2) ポトマック河以南の地域からの回答はなかった。したがってこれらの地域においても連邦派の影響力が支配的であったのか——少なくとも、賛同を示す回答を阻止できるだけの勢力はあったといえよう——、それとも共和派が積極的な回答を送る必要を感じなかったのか、いずれの解釈も可能であるが、明確な資料的証拠はない。

(3) 両決議への回答は、ヴァーモント州議会内の少数派つまり共和派の「ヴァージニア決議」へのそれを除いて、連邦派の見解を反映したものである。したがって、(イ)「外人法・煽動法」は合憲かつ有効なものであること、(ウ)各州は連邦議会の制定した法律について審査する権限を有しないこと、(エ)違憲審査権は連邦裁判所に属することを主張し、両決議の主張と真向から対立する。

(4) 連邦は各州が当事者となって作った契約であるという考えは、ヴァーモント州を除いて、論議の対象にならなかった。いいかえれば州権論の主張は——かりにジェファーソンとマディソンが連邦脱退の可能性をも含めて、このような議論を意図してたとしても——無視された

⁽¹⁵⁾ 回答のいくつかは Elliot, *Debates* に収録されているが、Frank M. Anderson はさらにいくつかを集めている。("Contemporary Opinion of the Virginia and Kentucky Resolutions," *American Historical Review*, V, 45-64, 225-53 [October, 1899; January, 1900])

のである。憲法判断は州の管轄外であるということにより、連邦の優位性を証明できたと連邦派は考えていたともいえる。

(5) (回答には明らかにされていないが、各州議会での議論を通じて判明したことは)「外人法・煽動法」は違憲であるとする抗議については各地域の共和派は見解を同じくしていたが、救済方法に関しては必ずしも意見が一致していなかった。各州が連邦議会の制定した法律を無効であると宣言すること、つまり州の優位性を主張することについては疑問がもたれたのである。この点に関しては、ジェファソンやマディソンは他の州の共和派より急進的であったといえるのではなかろうか。

ニューイングランド諸州とは異なり、ペンシルヴァニア州は共和派の勢力もかなり強く、ジェファソンたちはこの議会が「ケンタッキー決議」に肯定的な回答を出すことを期待していた。いわば大州の一つが「外人法・煽動法」への抗議に加わるならば、共和派の影響力はその他の地域でも増大すると考えられたからである。しかし実際には、連邦派が勝ち、ペンシルヴァニア州の回答は賛同ということからほど遠い性質のものであった。またこの回答は、かなり詳細に「決議」を否定している点で注目に値する。⁽¹⁶⁾

中央（連邦）政府の法律もしくは行為を、州が「権威がなく無効である」と宣言するようなことは「革命的であり、諸州間ならびに国との契約の真実の原則をそこなう」とペンシルヴァニア州の回答はいっている。そして、合衆国のは基礎（法律）を内側からくずすようなことはアメリカにたいする外国の陰謀に加担することに通じるとしている。なぜならこのような陰謀は、「国民の政府にたいする信頼を失なわせることを目的としている」からである。したがって、

「〔『ケンタッキー決議』にいうような】『いたるところ信頼は専制主義の親であり、自由な政府は不断の警戒に基づいています』という言葉は、政府にたいする国民の信頼を失なわせるだけである。…連邦議会の法律は、その高い道徳性と能力ゆえに国民が自主的に選んだ代表によって作られたものであるから、何ら危惧を感じることはないのである。」

さらに回答は「ケンタッキー決議」の分離主義的傾向を非難して、次のようにいっている。

「多数派の声こそ、国民の意志として認められるべきである。しかし、少数派が〔多数派の〕決定に従わなければ……そして地域住民の感情に訴えるようなことをし続けるならば、分裂を生むだけである。」

この最後の部分について一言付け加えるならば、ペンシルヴァニア州の回答は、デモクラシーにおける少数派の利益と権利の擁護という問題の重要性に気づいていないようである。しかし州権の問題については、ジェファソン自身そのインプリケーションの重大さを認識していたかどうか、必ずしも明らかにされていない。州権の原理は、1828年のサウスカロライナ州の「無効宣言」にみられたように、少数党もしくは少数派の地域がその不利な状況を逃れるために、自らの行為を正当化する根拠にもなりうることをジェファソンは予知していたであろうか。その意味において、「ケンタッキー決議」は「外人法・煽動法」にたいする抗議表明という具体的な目標に限られたものであり、政治原則一般についての論述ではなかったのである。

2. ジェファソンの焦燥

「ケンタッキー決議」およびそれとほとんど同じ内容の「ヴァージニア決議」への反応が、ジェファソンが期待していたようなものでなかったことは彼をいたく落胆させたにちがいない。とくに共和派の結束と進出が予想された地域にお

(16) Anderson, *Ibid.*, pp. 245-6.

いても、結局は連邦派に屈せざるをえなかったことに彼は衝撃を受けたことであろう。また共和派にたいするきびしい追及——ウイリアム・デュエインらの逮捕・裁判——は、事態がさらに悪化しているかのような印象を与えた。マディソンと比較して物事の動きにより敏感なジェファソンにとって、連邦派の支配がますます強固なものとなり、自由が脅威にさらされる度合がますます増大していくようにみえたであろう。

彼はケンタッキー州およびヴァージニア州にたいしてなされた、「分離主義」の非難をとくに痛切に感じていたようである。ジェファソンやマディソンがケンタッキー州もしくはヴァージニア州の連邦からの脱退の可能性を意識してそれぞれの決議案を書いたという批判は、一応今日では歴史家によって否定されている。⁽¹⁷⁾ とともに連邦主義者であり、連邦の解体を説いたこともなかった。客観的状況もまたそのようなことを許さなかった。彼らが分離を唱導していたというのは、多分に連邦派の宣伝であった。ヴァージニア州が分離のための準備を行なっているという主張も、連邦派の側から出たものであった。

しかし一時的な落胆を克服し、自由を抑圧しようとする試みにたいして執拗に闘いをいどむという不屈さがジェファソンにはあった。また適切な策略を打ち出していく頭脳の持ち主でもあった。彼は国民が本来の正しい判断を取り戻すであろうという信念を少しも変えなかった。こういう彼の性格について、楽観的すぎる、あるいは状況の正確な認識よりも希望的観測が先んじているという批判がなされたこともある。しかし1799年において彼を最終的に動かしたのは、この彼の楽観主義だったのである。

⁽¹⁷⁾ たとえば Philip G. Davidson, "Virginia and the Alien and Sedition Laws," *American Historical Review*, VI (January, 1931), pp. 336-42.

⁽¹⁸⁾ Adrienne Koch, *Jefferson and Madison: The Great Collaboration* (New York, 1950) 参照。

3. 第2次「ケンタッキー決議」——ジェファソンとマディソンの協同

ジェファソンにとって何よりも幸いであったことは、マディソンという貴重な参謀を有していたことである。前者がアイデア（戦略）を提供することに秀でていたとするならば、後者は実践的・現実的な面で手腕を発揮した。とくにマディソンは議会内でのかけ引きを得意としていた。彼の政治学の知識の豊富さならびに政治感覚については前述したとおりである。たとえば「ヴァージニア信教自由法」(1786年)はジェファソンの提案であったが、これを成立させたのはマディソンの努力によるところが大きかった。そして1799年においても両者の協同は見られ、その成果が第2次「ケンタッキー決議」である。⁽¹⁸⁾

同年8月23日付けのマディソン宛の手紙の中で、ジェファソンは「外人法・煽動法」にたいする抗議運動をいかに継続すべきかについて次のように書いている。

「ヴァージニア州ならびにケンタッキー州が提唱した諸原則が犯されていくのを黙して見ているべきではないという点について、われわれは意見が一致しております。……私の提案をお伝えしましょう。

1. [回答を送ってきた] 各州に返答すべきである。回答のない州もしくは説明のない回答を送ってきた州にも注目すべきである。
2. 連邦政府による明白な憲法違反ならびに同邦諸州の是認（黙認）から生ずるところの……先例に強硬に抗議し、われわれの権利を守るべきである。

（中略）

3. われわれは決して同邦諸州との連合を軽視してはいないこと、また連邦を形成している方法や原則を尊重していることを、慎重に柔軟な表現を用いて示すべきである。連邦の維持のためには自治の権利を除いて（この権利を守るためにわれわれは連邦協約を結んだのではなかったか！），すべてを犠牲にする

意思があることを明らかにし、……連邦政府が〔権力の〕濫用をおおい隠しその真意を隠ぺいするために国民の間にひき起こした感情の高まりや幻想については、われわれはそれが消滅するまで待つつもりがあることを示すべきである。」

これらはいわば運動のよって立つ基盤の概略を述べたものであり、論理性あるいは具体性という点において欠けている。希望的観測を列挙したものにすぎないという印象を受けるが、それを現実的な政策に整理していく作業はマディソンに委ねられたのであった。ジェファソン自身この手紙の結びにおいて、「私は概略を述べたにすぎません。私のいったことはさらに調整されるべきであります。それをあなたにしてもらいたいと思います。また他になすべきことについても考えてほしいと思います」といっているのである。⁽¹⁹⁾

しかしマディソンはジェファソンの提案をすべて受け入れたわけではなかった。一つの重要な点において、彼はジェファソンの提案を修正し意見の変更を要求したのである。8月23日の手紙には、次のような言葉もみられた。

「われわれは以上述べたことが期待どおりに行かない場合、われわれが保持してきた自治の権利——それがあるためにわれわれの自由・〔生命の〕安全・幸福〔の追求〕が守られてきたのではないでしょうか——を放棄するよりは、愛着を感じながらも、連邦から分離する決意があります。」

字義どおり解釈するならば、これは州権論を究極のところまで押し進めたものであり、その実行はアメリカ合衆国の根底をゆるがさずにはおれない。しかしそれが彼の真意であったとは考えられない。なぜなら一つには彼が一時的に感

情にかられたと想像できるし、また意識して抗議の強硬であることを誇示しているともとれるからである。

連邦からの分離をジェファソンは意図していなかったことを示す資料もある。9月5日付けのウィルソン・C・ニコラス宛の手紙の中で、「外人法・煽動法」を廃止するためにケンタッキー州はいかなることができるかをジェファソンは述べているが、その大略は8月23日のマディソンへの手紙のそれとほぼ同じである。ただし「われわれは以上述べたことが期待どおりに行かない場合」以下（下線部分）、つまり分離の可能性を提起した箇所はそこには見られない。ニコラスへの手紙のほうがより慎重なわけであるが、この変化についてはマディソンの影響が大きかったとされている。いいかえれば彼がジェファソンにアドバイスし、分離という究極的な手段のもたらす障害あるいは共和派の指導者がたとえその可能性をほとんど信じていなかっただとしても、連邦からの脱退を口にしたことの連邦派にとっての宣伝効果を配慮して、修正を求めるのである。戦術家としてマディソンの計算あるいは冷静さが、ジェファソンの想像力の飛翔をよく抑止したといつていいのではなかろうか。

以上が第2次「ケンタッキー決議」（1798年11月22日）が出されるまでの背景である。第2次「決議」は直接にはジェファソンの手になるものではなかったが、彼とごく親しかったものが書いたことは疑いもない。彼がその年の8月に明らかにした提案がそのまま受け継がれていることがそれを物語っている。このときもケンタッキー州議会に決議案を提出したのがブレッキンリッジであったことから、第2次「決議」は彼の書いたものであるという推測もなされているが確かではない。ただいえることはケンタッキー州およびヴァージニア州の共和派の努力の結果、それがこの「決議」であり、個人の自由を尊重する意識の強い国民の声がここに反映

(19) Koch and Ammon, *op. cit.*, pp. 165ff.

されている、ということである。

第2次「決議」は前年のそれの精神を再確認したものである。「外人法・煽動法」にたいする抗議の姿勢は変わっていない。またケンタッキー州が連邦から脱退するような企てはまったくないことが述べられている。二つの「決議」の唯一のそして顕著な違いは、憲法が違反された場合の救済方法についてである。第2次「決議」は明確に、連邦政府が憲法によって定められた以外の権限を行使したときには、各州はそのような行為を「無効であると宣する」権利を有するとうたっている。いわゆる「無効宣言」という表現がここに初めて用いられたわけであるが、「無効とする」(nullification)という言葉はすでにジェファソンの草案に含まれていたことを想起すべきであろう。しかしこの場合も、「無効宣言」はあくまでも憲法が守られていないと考えられるときに用いられる手段であり、強い抗議の姿勢の表われという以上の意味はないように思われる。つまり州権の原理をもとにしての主張ではなかったのである。やはり根本的には憲法修正第1条にいうところの「言論・出版の自由」を「外人法・煽動法」は違反しているという認識が、「決議」を支持したものの中に強くあったと考えるのが妥当ではなかろうか。

他方ヴァージニア州においては、州議会（下院）に諸州からの回答にたいする返答を立案するための特別委員会が設置され、マディソンが委員長に任命された。この委員会の成果が「1800年次報告」として知られているものであり、マディソンの手になるものであった。この「報告」は1800年1月7日に下院で承認され、数日後に上院の承認を得た。⁽²⁰⁾ マディソンは詳細に(1)前年の「決議」を弁明し、(2)諸州からの回答に含まれていた「ヴァージニア決議」批判に反駁しているが、とくに人間の権利の重要性を強調するとともに、ヴァージニア州は連邦維持に関し

⁽²⁰⁾ この「報告」(“The Report of 1800”)は、Elliot, *Debates* に収録されている。(pp. 546-80)

ては忠実であると説明している。また「報告」に付すいして一つの決議があり、州議会はこれを採択したが、そうすることにより前年の「決議」を再確認したのであった。

「1798年12月21日の『決議』への諸州からの回答を検討し、同『決議』を慎重かつ詳細に検討した結果、われわれはそれが真実に基づき憲法の精神にかないその〔憲法の〕維持に貢献するものと考え、これを支持することがわれわれの不可避の義務とみなす。また『外人法・煽動法』は憲法の明白かつ驚くべき違反であることを確認し、重ねて抗議するものである。」

むすび

共和派はジョン・アダムズの大統領在任期間を指して、「連邦派の支配による恐怖時代」と呼んだ。反対派の立場からすれば、このように強い表現を用いる正当な理由があったであろう。しかしこの時期がフランス革命のもっとも狂暴な時に比較しうるほど抑圧的であったかどうかについては、疑問の余地があろう。

共和派をして連邦派にたいしかくも批判的な態度をとらせた背景には、ある種の強い危機感があった。この点は否定できない。とくに「外人法・煽動法」は個人の自由を侵害するのではないかという危惧が働いていた。視点をかえてみると、理性ではなく不寛容・狭量が政治を支配することの可能性、つまりアメリカ人は自治の能力を有するというアメリカ革命の前提を、このような立法は打ち消すことになる。誇張された外国人による陰謀の脅威あるいは政治上の反対意見を抑圧しようとする試みは、政治的不寛容・狭量以外の何ものでもなかった。

「ケンタッキー決議」および「ヴァージニア決議」の意義は、上述したような政治的脈絡の中でとらえられなければならない。憲法論的な議論は連邦議会における討論の中に見出される。両「決議」は、かかる討論を法案反対の立場

から要約したものであり、また説得力をもって書かれた。それらは共和派の考えを広く訴えることを目的としていたが、同時に共和派の世論の反映でもあったのである。

1800年の大統領選挙は共和派の勝利（ジェファソンの選出）に終わったが、両「決議」がこの勝利の決定的とはいえないまでも、一つの重要な要因であったとは考えられる。むろん「外人法・煽動法」の配慮に欠けた適用が連邦派にたいする批判を招いたこと、1797—98年の愛国心の昂揚——フランスの行為にたいする怒り——は間もなくさめたこと、あるいは土地を対象とした直接税の課税への不満があったこと——これらの点も考える必要がある。しかし両「決議」が、共和派の勢力を結束するのに大いに貢献した点は認められなければならないであろう。

最後に、次の二点を付記しておきたい。第一にアダムズの伝記作家たちは、彼が「外人法・煽動法」の制定にほとんど干与しなかったことを証明しようとし、また適用においても慎重であったことを強調しているのは興味深い。⁽²¹⁾ アダ

ムズは虚栄心が強かったという評価もなされているが、これら伝記作家たちによれば、彼は強硬な連邦派の動きを抑制する側にまわったとされる。このような弁明がなされなければならぬということ自体、「外人法・煽動法」のネガティブな性格を示すものではなかろうか。第二に、アメリカにおいては1800年以後煽動についての立法は長らく試みられず、ようやく1918年に「煽動法」（Sedition Act）が制定された。これは前年の「防諜法」（Espionage Act）を修正したもので軍事的事項に関する言論の自由を制限するものであった。しかしこれは戦時立法であり、1921年には廃止された。最初の平和時における立法は1940年のいわゆるスミス法〔外国人登録法、Alien Registration Act〕である。これは主に破壊活動防止を目的としたものであったが、言論の自由に深くかかわる内容をもっていた。これらの立法を含めてアメリカにおける言論・思想の自由の歴史は、再検討を要する問題であろう。

⁽²¹⁾ Smith, *op. cit.*, pp. 152f.

執筆者紹介

明石 紀雄

同志社大学文学部助教授